

脩身說約

水戸麟編輯

一

133

K110,1
67
1

B

I

117-2



序



自開明之說行小學子亦盡習總
角亦躬執稱歐米之盛者持支
那言偏之見者視以為固陋然而
開明之說亦不能無弊焉試舉
其一二則衣服居室喜其便且
穿而不問資力不揆士俗歛其
其制衣可謂取舍失宜是與他物所

講習在於皮相而不知渾化融會
適於實用焉耳有教訓之責者
豈可不猛省哉余以縣官在上先
國四季於茲矣上先之地富於物
產所輸出極多是以土人与外商屢
相交通開明之說風俗之所易入而
其弊之病子弟亦有難免者不
蚤為之計則生徒之習反將害教

標之俗抑歐朱之盛其始出於勤勉
所謂生憂患而死安樂者其所以由
來蓋有漸矣今如上先人民亦勤勉
憂患各盡其職業自強不息則歐
朱之盛不足羨焉官下之學近改教
則以此篇充學科者意在欲抑開明
之弊而啓自勉之端而已矣官下五百
之小學四萬之生徒知余意之所存則

此書豈謂小補耶學務課員本戸氏
好文筆故排課務從事於編纂閱
數月能竣其功頃將上本徵序於余乃
舉此書之者為而作者以代序言云
明治戊寅天長節前一日

羣馬縣令楫取素亮選并書



修身說約卷の一

木戸麟編纂

第一

夫父母を、吾が身の本ふして、天地
の間、大恩あること、父母不如くも
乃を、し、故に孝を、萬の行ひ乃本と
は、

父母の恩ハ、鴻大をまとい、先其の
一斑をいさんよ、人乃未生れざる
や、懐胎よ在りて、母を苦しめ、既生
るれば、父母共ふ力を盡し、艱難辛
苦を厭まば、くく養育し、若病おど
有るときは、晝夜寒暑の別ちなく、
吾が身を忘きて介抱し、只其の健

ふ成長あるを望むの他、何乃願ひ
り有らん、其の少く長むるふ及び
ては、善き人ふ成きくしと、學校へ
通ませ、諸藝を學むせ、其の家を治
むる程ふなれば、縁銭求めて妻を
迎へ、子孫の榮を希ふ、又世の人に
交る銭見ては、或ハ惡き友ふ引り

れ、或ハ不慮
 の難小遇す
 んかと、未目
 小見ぬ先迄
 え絶えぬ心
 配し、きべて
 一生乃いと



おみい、皆子の爲よきるものあり、
 父母ハ此の如き大恩あるえのち
 きい、朝夕其の言を守り、少も之小
 違ふべうらび又父母よ物言ふよ
 い、辭を丁寧よして、非禮あるべの
 らい、又吾が身體ハ、父母よ里賜え
 りたる、此の上もなき大切なるも

の友をい、朋友と鬪毆し、或は危き
場處等よのぞみ、少よても、毀ひ傷
法くることありてい、不孝となる
えのちり、

第二

松平好房と云へる人ハ、四五歳小
して文字を知り、常に父母よ向ひ

て脚を伸べ、外よ出づるときハ、
必行く所を父母よ告げ、歸るや起
ち、亦必之を告ぐ、若珍き品を得れ
ば、必父母よ呈し、父母之哉受くま
が、愉々然として喜ぶ色有り、父母
よ里物を賜へむ、拜して之を受け、
愛して失ふこと無し、凡べて父母

孝行
孝行
孝行

の言ハ、謹み
て之小違え
む、或ハ人々
談して、父母
の事に及べ
ば、肅然とし
て容を改め

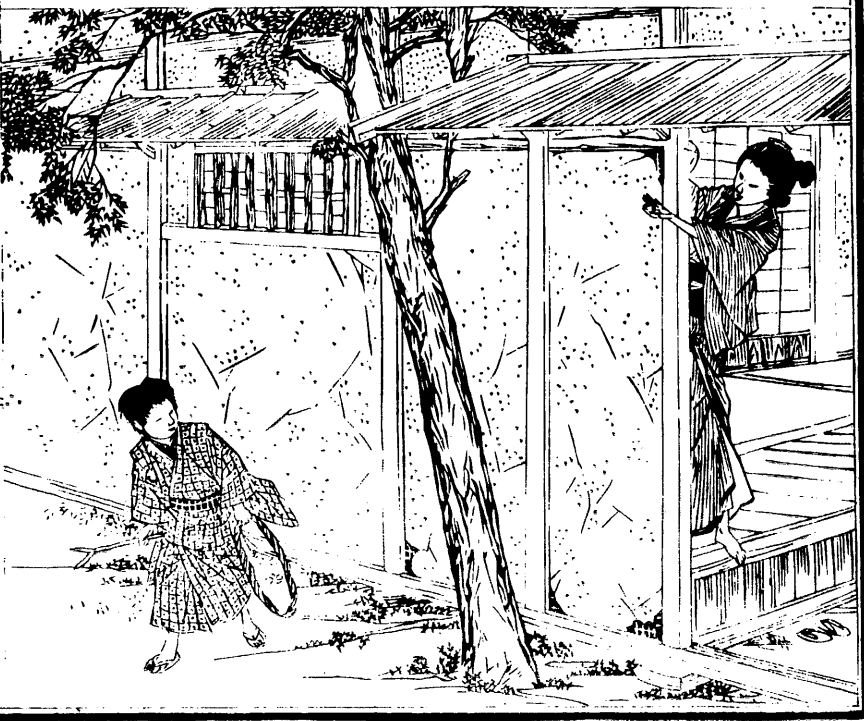


里、稍成長きを及び、父母若病
有るときハ、常に其の側を離さば
して介抱し、己稟性多病ある故、
常に父母の憂ひを爲さんことを
懼きて、養生乃心掛り、怠らざりし
といへり、

第三

人乃子弟たるものも、かくせんと欲まゐること阿るとい、若父母等の命を乞ふたやあらば、此を捨て、彼小従いざるべからば、此は畫ぢる一人の児童、今方遊歩ふ出でんとまゐる杖、其の母召び止めたる小、此の児童い、元より孝行あるゆ

急に出づること杖止免て、直に家に入どまゐる圖なり、若此児童之より従まば、己の欲



まゝ遊歩せば、惡き兒童と
以ふべきあり、

第四

丈部祖父麻呂ハ、石勝の子なり、石
勝官府の漆を盗きて、流罪と定め
らるる時、祖父麻呂ハ年十二、
安頭麻呂ハ年九、乙麻呂ハ年七、兄

第三又、同く官

府小詣りて請
ふて曰く、父
石勝、我等を養
はん爲よ、か
る惡業をか
たるべしれバ、



願をもくを、我等官奴と爲りて、其の
罪を贖えんと、廷議之を愍み、其乃
請ひを許されしが、程なく三人も
免され、家よ歸る哉得たり。

第五

村近の野よ、畜ひ付けたる羊の番
をまゐる牧童、日毎の見張りよ、退屈

して、一日、不意に、狼來きり、狼來れ
りと呼びあり、く哉、村中のんり聞
きつきて、四方より馳せ集り、大騷
動したるを見て、至極面白き事と
思ひ、夫より後、二度も三度も、同
騷ぎ、或仕出して遊びたり、然るに
一日、眞に狼來りけむべ、牧童大に

驚きて、大聲
揚げて、か
まの里、一生
懸命、加勢
を呼びた
ども、村の
れい、耳ふも



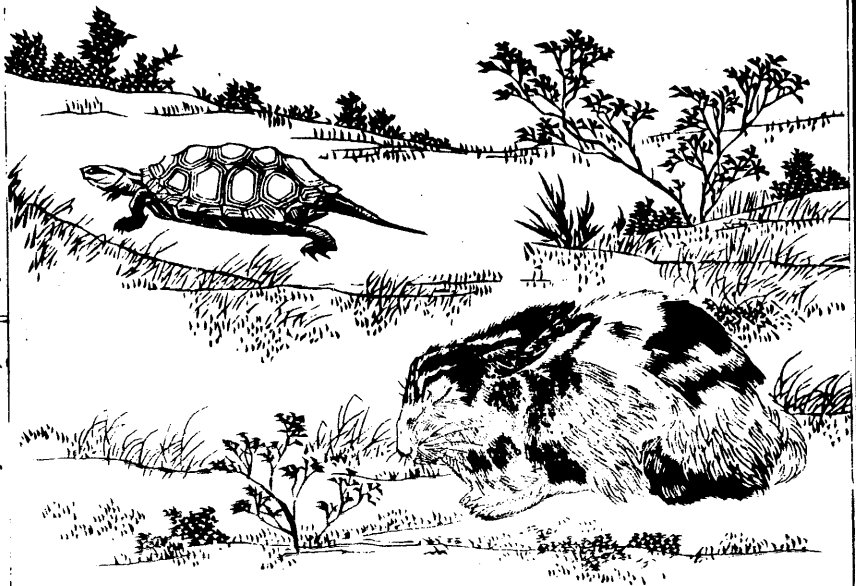
か、又例の戲をあらんと、一向
み出合いざりし、む、數多の羊、一
匹も残らむ、皆狼に喰れたる

平常虚言を吐くものを、緊要の
時、實事を云ふと、決して信
せられぬものなきは、苟且も
虚言あるべからば、

第六

學問をるふ己の鋭敏を子を持み
て、惰るときを、愚鈍よても勉強を
る又小を劣るべし、
一日兔と龜と同行せり、兔龜を笑
ひて曰いく、世界の中未歩みの遅
きこと、汝が如き者を見れば、我ハ一

跳數尺、豈便
利あらむや、
龜の曰いく、
汝我を遅く
と謂ふ、我
汝と賭せむ
とて、阿ふた



の一處を指して曰いく、先づ那處
 小至るえれを勝ちとせん、兔謂へ
 らく龜の頓脚、何ぞ我より先ちて至
 ること哉得んと、少え意介せず、
 剩をさへ半途ふして眠り去らば、
 了目哉覺して之を見れば、龜も
 早く既其の處よいたるいとぞ、

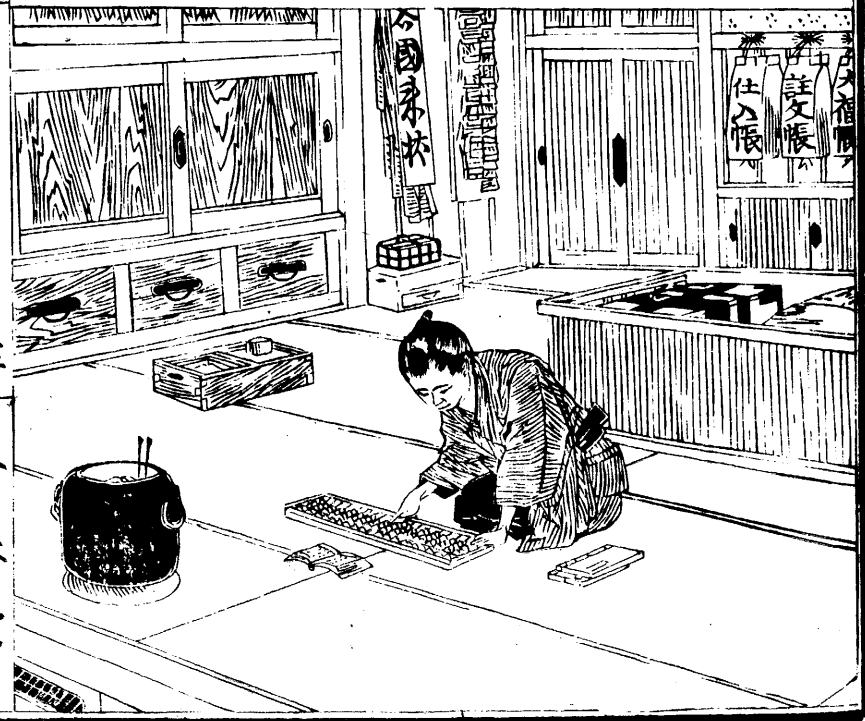
此の免若自負の心未かすせば、
 此乃如き敗進ハ取らざりしも
 能を口惜きことには、

第七

人々約してこれよ背くハ、不善の
 甚しきものあり、必衆人よ擯斥せ
 らるべし、故よ約したる事ハ、必之

不違ふべからず、苟信を人よ失ふ
 べ、縦令學術不通むるとえ、生涯身
 を立たざることを能まば、在昔一人の
 男子あり、人とならば、温順よりて、幼
 稚のと死より、孝行たぐひなく、家
 富めるふあらざれども、貧人哉、憐
 み信實を以、人よ交りしゆゑ、誰以

ふとなく、此
 の人を善人
 と呼びなせ
 り、切き時ハ、
 人よ僕たり
 しが、夙小起
 きて業を怠



修身院内

美

士

金

らば、暇ふら、手習ひ讀書算術等を
心掛ぢりゆゑ、幾むくもなかり、
利發乃人とおれり、此の人主人よ
り暇を與ふるとおれり、己の隨意に
遊むば、必家よ歸りて、父母の安否
を問ひ、終日膝下お居て、事お従ひ、
父母の心お慰むることお勤めり、

主家を出で、後ハ瑣細なる商ひ
をせしガ、人々其の正直な法お以、
其の物品を信ト、幾むくもなく稍
豊ふおきり、其の後、父を喪ひて、母
お養ひたりガ、晝夜怠りなく介抱
し、其の心お違ふことおなく、假し
母乃厭ひ嫌ふことをおさし、常に

善事を好む、慈愛の心深あり、
かむ、其の家次第に繁榮して、富有
の身とまきりと接

第八

樵夫清七と云へる人を、夙く父を
喪ひ、獨母と居きり、母年猶若る、
一時、富商の乳母たり、ゆゑ小口

美味小慣を
了、蔬食まじ
ると能まじ、
清七常々心
を盡して孝
養し、朝を必
人に先ちし



山小登り、暮ハ必人小後きて家ヨ
歸る、其の採る所の薪ハ常ヨ人小
倍せり、之を市に賣り、其比價を二
小分ち、一ヲ平日乃費えヨ供一、一
ヲ母の不時の需め小備へ一とぞ、

第九

漢の時、齊の大倉令淳于意、罪あり

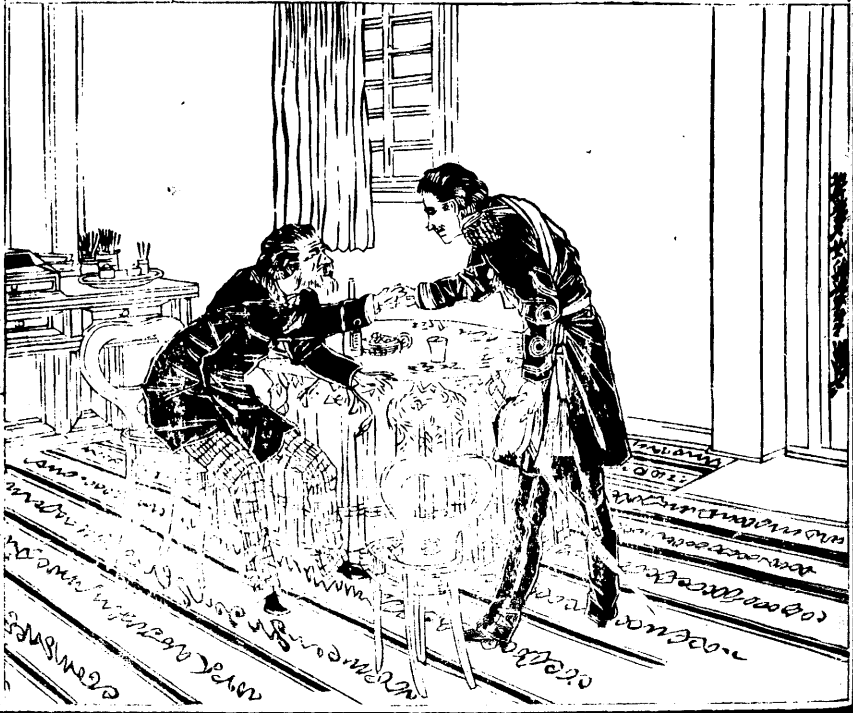
て、刑小當てられ、あるが、少女緹縈、
涕泣して、父に隨ひ長安ヨいた里、
上書して曰いと、妾ガ父吏とあり
て、齊中皆廉平を稱せり、今法ヨ坐
し、刑せられんとは、妾願えくを、身
を没して官婢とあり、以父乃罪を
贖ひ、父をして過ち改めて、自新

さるごと成得せしめむと文帝其
の意を憐み乃意が罪を免し并ひ
小肉刑を除き

第十

ジヤツクハ佛國の小賈あり父と
共小其の業を精勵せし其の後父
久く病し罹りたましく賈物亦價を

減して大に
損失し家勢
俄し零落し
て負債を生
じりジヤツ
ク時し年二
十二謂へら



く、性命ハ父の與ふる所、何ぞ父の爲ふ、之を惜まんやと、其の頃國よ戦争ありて、軍卒を召募せし、ジヤツク或る富人の子よ代役を約し、若干の償金を得て、是を父の療費に充て、且負債をも消却したる、ジヤツク方よ行くとて、父悲惋ふ

たへむ、ジヤツク能く慰撫安頓し、且曰、いく、戦陣も吾が大好む所なり、請ふ憂念する勿れと、涕涙を收め、糧囊を負ひて去きて、居ると六年、ジヤツク肩よ肩綯を垂し、胸よ名譽の十字架を掛り、武勇の功績を表して家よ歸り、父

大ふと身を悦び、毎よ人ふ語らず
以榮とせり、嗚呼、ジヤツクの如き
このま、眞よ大丈夫をるか、

第十一

一日、狐、鶴を招きて饗せんとす、俄
ふ鄙吝の心を生じ、客乃食物をえ、
自己の食ふ充てんやして、浅き大

皿小羹汁を盛きて、其の時、鶴を細
長ふり喙ふて、少くば、之を吸ひ
たり、狐側より口銭出たり、瞬
時ふ之を舐り乾らせり、鶴を欺り
つゝと銭知り、復讎せんを
と思念して、忽一計を得たり、か
む狐ふ向ひて曰、今日足下

此盛宴を受
 多感荷の至
 不堪つは願
 せくも明日
 大恩小報謝
 せりこやあ
 らむと時刻



を期志る去るり、明日小至る狐約
 の如く至りけるふぞ、鶴の長頸罍
 小、香しき羹汁を盛りて出せし
 ば、狐之を嘗むるふよふく、唯心
 を苦め居たるに、鶴乃喙を罍中に
 挿入し、盡く之を吸ひ盡して、以昨
 日の饑を復せり、又我謀まへ、人亦

我を謀る人よ謀られざらんを欲
せど人を謀ること莫き

卷菱潭書

修身說約卷の一終

明治十年九月廿四日版權免許 同十二年十一月校訂
同十四年三月廿四日再版御届 同十四年九月廿五日再版御届
同十五年三月十五日三版御届

定價金六錢

編纂人

群馬縣行用科

木戸 麟

出版人

東京府士族

原 亮三



製本所
發賣人

愛知縣下名古屋王屋町四丁目

鬼頭平兵衛

東京日本橋區本町三丁目十七番地

修身說約

木

K110.1
53
2